件 名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		
主 管 課	行革分権課		
根拠法令等	地方自治法第252条の17の2第1項		

## 【改正の概要】

「愛媛県権限移譲推進指針」に基づく権限移譲に関する改正

- ①ガス事業法施行令及び薬剤師法施行令の一部改正に伴う改正 施行令改正により生じた条項ずれに伴う所要の改正
- ②宅地造成等規制法の一部を改正する法律に伴う所要の改正

宅地造成等規制法の一部を改正する法律が令和5年5月26日より施行され、 新たに、県下全域で宅地造成等工事規制区域等を指定するなど、大幅に事務が 変更となる。

新法施行後の事務については、当分の間、県で行うこととするため、現行の 宅地造成等規制法で移譲している次の事務について、移譲を廃止することに伴 い、一部改正を行うものである。

項	現る	35.正然	
	移 譲 事 務	移 譲 先	改正後
40 の 3	宅地造成工事規制及び 造成宅地防災の <u>区域指</u> <u>定</u> 等	今治市、宇和島市、八幡 浜市、新居浜市、西条市、 大洲市、四国中央市及び 西予市	投売の床よ
41	規制区域内の <u>工事の許</u> <u>可</u> 等	各市(中核市を除く)	<u>移譲の廃止</u> <u>(項削除)</u>
42	規制区域内の工事の許 可の <u>申請の受付及び県</u> <u>への送付</u> 等	各町	

※いずれも中核市である松山市へは法定移譲されている。

施 行 日 ① 公布の日 ② 令和5年5月26日

## 【その他参考事項】